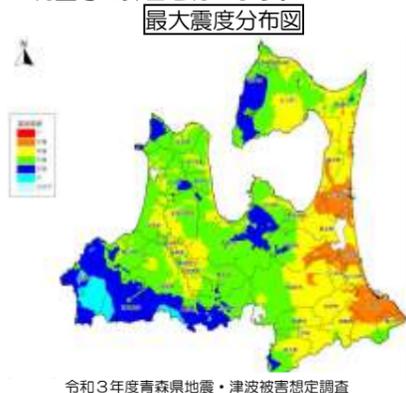


五戸町災害廃棄物処理計画【概要版】

第4章 想定する災害

1. 想定地震

本町域内で最大の被害を生ずる「太平洋側海溝型地震」を想定地震として、災害廃棄物量等の算出を行います。



人的被害	死者数(人)	10
負傷者数(人)	190	
建物被害	全壊棟数(棟)	330
半壊棟数(棟)	1,300	
ライフライン被害	上水道断水人口(人)	11,000
下水道機能障害人口(人)	6,100	
電力停電件数(件)	14,000	
避難者数(直後)(人)	610	

2. 想定水害

五戸川流域の48時間の雨量438mm、馬淵川(浅水川)流域の48時間総雨量317mmとし、災害廃棄物量等の算出を行います。

被害想定

総雨量	建物被害			
	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)
五戸川48時間438mm	1,037	1,612	1,785	532
浅水川48時間317mm				

避難者数の推計

棟数			世帯数		人口
五戸町全域(棟)	浸水域(棟)	割合	全世帯(世帯)	浸水域(世帯)	避難所人口(人)
22,564	4,996	22.1%	6,966	1,539	3,386

3. 想定火山噴火

本計画の想定火山噴火は、十和田火山防災協議会にて想定した火山防災マップに定めるものとする。想定される噴火様式や火山活動の推移とそれに伴う現象については、各火山噴火シナリオに定める。

なお、現時点では火山噴火による災害廃棄物の発生量等の予測は困難であることから、発生する廃棄物の処理については、地震や水害による対応を準用することとし、十和田火山防災協議会の進捗を踏まえて、今後検討していくこととします。

第5章 災害廃棄物の発生量の推計と処理の流れ

1. 発生量・処理可能量

災害廃棄物の発生量

区分	災害廃棄物発生量(t)
地震によるもの	71,200
水害によるもの	166,946

2. 処理スケジュール

災害廃棄物の処理を計画的に進め、早期の復旧・復興につながるよう、可能な限り早期の処理完了を目指し、適切な処理スケジュールを設定します。

大規模災害時においても、概ね3年以内の処理完了を目指します。

3. 処理フロー

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、災害廃棄物の種類ごとに処理方法とその量を一連の流れで示した災害廃棄物の処理フローを作成します。

発災後、被害状況を踏まえて災害廃棄物の発生量や処理可能量を推計し、処理フローを作成するとともに、被害情報等の更新や災害廃棄物の処理状況を踏まえて、処理フローの見直しを行います。

これらの他、本章では以下項目について本計画でとりまとめています。

4. 災害等廃棄物処理事業（国庫補助）の活用

第6章 災害廃棄物の処理方法等

1. 収集運搬

災害廃棄物により生活環境の保全に支障が生じないようにするため、発災後、速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去します。

2. 片付けごみ

片付けごみとは、全壊・半壊を免れた家屋などから発生する、災害時に破損したガラス食器類、瓦、ブロック、家具、家電等を指します。なお、家電4品目については、家電リサイクル法に基づいた処理が必要となります。

片付けごみ回収戦略の種類

戦略1	〇自治体が設置・管理する仮置場へ住民にできるだけ搬入してもらう戦略
戦略2	〇区や自治会が設置・管理する集積所（公園等の空地）や自宅の敷地内外に排出してもらい回収する戦略
戦略3	〇戦略1（仮置場）と戦略2（集積所）を併用する戦略（既存処理施設と区・自治会が設置・管理する集積所の併用）

3. 仮置場

仮置場は、災害廃棄物を分別し、一時的に保管する場所であり、災害廃棄物により生活環境の保全に支障が生じないようにするため、発災後、速やかに仮置場を確保し、災害廃棄物を撤去、処理します。

(1) 災害予防

1) 仮置場の必要面積の推計結果

仮置場の必要面積

区分	災害廃棄物発生量(t)	仮置場必要面積(m ²)
地震によるもの	71,200	37,463
水害によるもの	166,946	110,370

2) 仮置場の候補地の選定

発災後に速やかに被災現場から災害廃棄物を搬出するため、発災直後から仮置場を設置します。

被害想定に対応した仮置場の面積、設置場所及び設置数を考慮し、あらかじめ、仮置場の候補地を選定するとともに、災害廃棄物処理に関する町民や事業者の理解の促進と分別意識の向上を図るため、仮置場の必要性について啓発・広報を行います。

(2) 災害応急対応

実際の被害状況を踏まえて、あらかじめ選定した仮置場から、速やかに一次仮置場用地を確保するとともに、一次仮置場の分別・保管状況や災害廃棄物の処理状況等に応じて、二次仮置場の設置・運営を行います。

また、仮置場においては、管理作業等に係る人員を多く要することから、交代要員も含めた人員の確保に努めます。

(3) 災害復旧・復興等

災害廃棄物の処理状況を踏まえ、仮置場の管理運営の見直しを適宜行います。災害廃棄物の処理の完了後に、仮置場を返却する場合には、土壤汚染対策法の分析項目、方法を参考として土壌分析等を行うなどにより、土地の安全性を確認するとともに、土壤汚染が確認された場合は土壤汚染対策工等を実施し、仮置場の原状回復を図ります。

これらの他、本章では以下項目について本計画でとりまとめています。

4. 生活環境保全対策・環境モニタリング・火災防止
5. 分別・処理・再資源化
6. 最終処分
7. 広域的な処理
8. 仮設焼却炉等
9. 損壊家屋等の解体・撤去
10. 有害廃棄物・その他処理が困難な廃棄物の対策
 11. 思い出の品等
 12. 許認可の取扱い
 13. 災害廃棄物処理の進捗管理

第7章 避難所ごみ及びし尿の処理

1. 避難所ごみ

(1) 災害予防

避難所ごみの迅速な処理のため、避難所から排出される廃棄物の保管場所・方法、収集運搬ルートを整備します。

避難所ごみ発生量の推計

区分	生活系ごみ 原単位(g/人・日)	避難所人口 (人)	避難所ごみ (t/日)
地震によるもの	671.1	610	0.4
水害によるもの	671.1	3,386	2.3

(2) 災害応急対応

避難所ごみについて、収集運搬・処理体制を確保し、発災後3～4日後（特に、夏季は早期）には収集運搬・処理を開始することを目標とします。

(3) 災害復旧・復興等

避難所の閉鎖にあわせ、応急仮設住宅からのごみ対策も含めて、平常時の処理体制へ移行します。

2. 仮設トイレ等し尿処理

(1) 災害予防

災害時には、断水や停電等のため、公共下水道や浄化槽が使用できなくなることを想定し、初動期の被災者の生活に支障が生じないよう、仮設トイレ等を備蓄します。

仮設トイレ必要基数の推計

区分	発災後			仮設トイレ 必要基数(基)
	避難所人口 (人)	断水による仮設 トイレ必要人数(人)	仮設トイレ 必要人数合計(人)	
地震によるもの	610	3,328	5,286	53
水害によるもの	3,386	—	3,386	43

※仮設トイレ設置目安78人/基として算出

(2) 災害応急対応

避難所における避難者の生活に支障が生じないよう、必要な数の仮設トイレを確保し、設置します。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集運搬・処理を行います。なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、子供や高齢者、障害者、女性に配慮します。

し尿収集量の推計

区分	発災後			
	避難所人口 (人)	断水による仮設 トイレ必要人数(人)	非水洗化区域 し尿収集人口(人)	し尿処理量 (kL/日)
地震によるもの	610	3,328	5,013	15.2
水害によるもの	3,386	—	4,066	12.7

※火山被害によるものは地震及び水害によるものを準用する。

第8章 町民に対する相談窓口の設置及び広報

1. 災害廃棄物に関する相談窓口の設置等

災害時には、被災者をはじめとする町民から、災害廃棄物の処理に関する様々な相談・要望・問合せが寄せられることが想定されるため、相談窓口の設置と相談等に係る情報管理を行います。

2. 町民等への啓発・広報

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する上で、町民や事業者の理解・協力は必要不可欠であるため、発災時に処理主体となる立場から、それぞれ仮置場の必要性、災害廃棄物の分別・排出方法、混乱に乗じた不適正処理の禁止等や、災害に起因するごみのみを受け入れることについて、平常時から継続して啓発・広報を行います。